



産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住所 愛知県新城市富永字郷ノ内6番地の1
氏名 有限会社鈴信組
代表取締役 鈴木 信一

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和6年5月27日

4 処分の理由

令和5年12月1日、被処分者の役員は、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反により、懲役刑が確定した。

このことにより、この者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、被処分者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったため。（法第14条の3の2第1項第4号該当による取消し）

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋、内山

電話 026-235-7164 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2829

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp